

## 理 由 説 明 書

## 1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である不開示決定（以下「原処分」という。）に係る行政文書開示請求において、審査請求人は、「「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めている。

## 2 原処分について

本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が風力発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかとなるどころ、警察が、いつ、どこで、誰に対して、どのような情報収集活動を行っているかという情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第4号及び第6号に規定する不開示情報に該当し、法第8条に基づき当該行政文書の存否を明らかにすることができないとして不開示決定を行った。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、警察庁が国会での答弁において本件対象文書の存在を明らかにしていることから、原処分を取り消し、本件対象文書を開示する決定を求める旨を主張している。

## 4 原処分の妥当性について

## (1) 審査請求人が主張する審査の理由について

審査請求人は、本件対象文書を開示する決定を求める理由として、警察庁が国会での答弁において本件対象文書の存在を明らかにしている旨の理由を主張しているが、国家公安委員会委員長等の答弁は、本件対象文書の存在を明らかにしているものではない。

## (2) 原処分の妥当性について

警察が、いつ、どこで、誰に対して、どのような情報収集活動を行っているかという情報は、警察が行う情報収集能力、分析能力等を明らかにすることが可能なものである。仮にこのような情報が公にされれば、情報収集活動の対象となり得る個人又は団体がこれを研究・分析することにより、対抗措置を講ずることで犯罪を容易に敢行することが可能となるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、また、警察が行う今後の情報収集活動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、このような情報については、法第5条第4号及び第6号に該当するものとして不開示とすることが可能である。

この点、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察

署と特定の法人が風力発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかとなるところ、当該情報は、法第5条第4号及び第6号に該当するものとして不開示とすることが可能である。

したがって、法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、不開示決定（存否応答拒否）を行った原処分の判断は妥当である。

## 5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。